

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	13	府 省 庁 名		内閣府															
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）																		
要望 項目名	港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置の拡充及び延長																		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行の特例措置※1</th> <th>要望内容（拡充後の特例措置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象地域</td> <td>南海トラフ地震防災対策推進地域等</td> <td>限定なし</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>国の無利子貸付けを受けて改良された 特別特定技術基準対象施設（護岸・岸 壁・物揚場）</td> <td>民間事業者が策定する協定※2の対象（締結） 施設であって、新たに民間事業者が取得又は 改良した施設※3</td> </tr> <tr> <td>特例の内容</td> <td>固定資産税の課税標準を1／2※4に軽 減する</td> <td>固定資産税の課税標準を1／2に軽減する</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>改良後5年間</td> <td>改良後5年間</td> </tr> </tbody> </table> ※1 適用期限は、令和8年3月31日まで ※2 一定の基準に適合するもの（関連する制度改正を検討中） ※3 護岸、防潮堤、堤防、胸壁、岸壁、棧橋又は物揚場 ※4 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾に存する施設以外の施設について は、5／6 適用期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日【既存税制の延長】					現行の特例措置※1	要望内容（拡充後の特例措置）	対象地域	南海トラフ地震防災対策推進地域等	限定なし	対象施設	国の無利子貸付けを受けて改良された 特別特定技術基準対象施設（護岸・岸 壁・物揚場）	民間事業者が策定する協定※2の対象（締結） 施設であって、新たに民間事業者が取得又は 改良した施設※3	特例の内容	固定資産税の課税標準を1／2※4に軽 減する	固定資産税の課税標準を1／2に軽減する	対象期間	改良後5年間	改良後5年間
	現行の特例措置※1	要望内容（拡充後の特例措置）																	
対象地域	南海トラフ地震防災対策推進地域等	限定なし																	
対象施設	国の無利子貸付けを受けて改良された 特別特定技術基準対象施設（護岸・岸 壁・物揚場）	民間事業者が策定する協定※2の対象（締結） 施設であって、新たに民間事業者が取得又は 改良した施設※3																	
特例の内容	固定資産税の課税標準を1／2※4に軽 減する	固定資産税の課税標準を1／2に軽減する																	
対象期間	改良後5年間	改良後5年間																	
関係条文	地方税法 附則第15条第29項 地方税法施行令 附則第11条第32項 港湾法 第2条第8項、第55条の3の4、第55条の3の5、第55条の8 港湾法施行令 第9条～第9条の3、第17条の10 港湾法施行規則 第27条の2～第27条の4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第3条第1項 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第3条第1項 首都直下地震対策特別措置法 第3条第1項																		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] ▲14.7 （ ▲5.4 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）																		

要望理由	(1) 政策目的 本特例措置は、官民連携で臨海部の強靱化に取り組む協働防護を推進するため、民間事業者が実施する耐震改良・浸水対策を支援することにより、サプライチェーンの維持及び港湾の機能継続を図ることを目的としている。 (2) 施策の必要性 前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944 年）及び昭和南海地震（1946 年））が発生してから約 80 年が経過し、この 8 月には「巨大地震注意」も発表された南海トラフ地震をはじめ、近年、大規模地震による災害リスクが高まってきているところ。 また、令和 5 年（2023 年）3 月に公表された気候変動に関する政府間パネルの第 6 次評価報告書統合報告書においては、平均海面水位等が更新され、気候関連リスクの多くが平成 26 年（2014 年）に公表された第 5 次評価報告書統合報告書での評価よりも高く評価されている。当該報告書では、予測される長期的影響も現在観測されている影響より最大で数倍高いこと等が示されており、気候変動に起因する将来の災害リスクの増大が懸念される状況にあると言える。 港湾には、官民の多様な者が集積しており、民間事業者が所有・管理している護岸等についても、航路の機能確保や後背地の浸水防護のために重要な施設であるが、それらの中には、十分な耐震性を有しないものや上記のような気候関連リスクへの対応が必要なもの、すなわち、平均海面水位の上昇や高潮・高波の災害リスクの増大を踏まえると嵩上げ等が必要なものが存在する。 他方、民間事業者にとって防災への投資は非収益投資であるのみならず、護岸等の改良等に係る投資は高額となる傾向にあることから、投資の優先順位が上がりにくい状況となっている。仮に耐震性が不足している護岸等や嵩上げ等が不十分な護岸等が存在すると当該箇所からの浸水が港湾広域に及ぶため、関係者連携・協働の取組が不可欠であるとともに、その改良等に要する費用負担を軽減する必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する ○「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、・・・防災機能の強化等※を推進する。 ※港湾において、官民の関係者が協働して気候変動適応に取り組む協働防護を含む。」と記載あり。 ○「国土強靱化基本計画」（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）において、「気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震に対応するため、港湾施設の耐震・耐波性能の強化や技術開発を進めるなど、港湾施設の機能強化を図る。」「物流・産業・生活機能が集積し、多様な関係者が存在する臨海部において、・・・官民が連携し、気候変動等を考慮した臨海部の強靱化を推進する。」と記載あり。 ○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和 3 年 5 月 25 日中央防災会議決定）において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」と記載あり。 ○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と記載あり。 ○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（平成 18 年 3 月 31 日中央防災会議決定）において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と記載あり。
		政策の達成目標	民有護岸等の耐震性・耐浸水性を確保する。また、官民が連携し臨海部の強靱化に取り組む協働防護を推進することで、港湾における気候変動適応を推進する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）※ ※延長期間は 4 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	重要港湾等 125 港のうち民有護岸等を有する港湾において、各港 1 以上のふ頭において協働防護を推進するための計画作成を目指し、気候変動適応に資する民有護岸の改良等を促進する。
		政策目標の達成状況	重要港湾等 125 港のうち民有護岸等を有する港湾は約 110 港湾である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	（適用件数） 令和 7 年度：0 件 令和 8 年度：1 件 令和 9 年度：3 件 令和 10 年度：2 件 令和 11 年度：5 件

	相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	気候変動に適応するための護岸の嵩上げ等の防災投資については、民間事業者にとって非収益投資であるのみならず、資産額も大きいことから負担も高額となり、投資の優先順位が上がりにくい状況となっている。 本特例措置により費用負担が軽減されることから、民間事業者による護岸の改良等が促進され、達成目標の実現が見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 公共が管理する護岸、岸壁等の嵩上げ・補強事業（港湾改修費） （令和7年度要求額：港湾整備事業国費2,914億円の内数） ② 気候変動を考慮した協働防護の推進のための計画作成制度の創設（補助事業） （令和7年度要求額：0.5億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	公共が管理する護岸、岸壁等の改良は、協働防護における公共施設（護岸、岸壁等）の部分についての気候変動適応対策であり、本特例での支援対象の民間施設と一体となって防護するものである。 気候変動を考慮した協働防護の推進のための計画策定制度は、本特例の支援対象施設を所有する民間事業者を含む官民の関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるため、将来外力の推計、浸水想定作成、合意形成等を行う協議会の運営、それらを取りまとめた計画を策定推進する港湾管理者への支援制度を創設するものである。 これらの支援措置は、本特例措置と一体となって、港湾における気候変動適応の促進に大きな役割を果たすものと見込まれる。
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、施設の保有コストを低減することで、民間事業者に対し護岸等の耐震改良や気候変動適応のための嵩上げ等のインセンティブを与えるものであり、サプライチェーンの維持及び港湾の機能継続を図るために必要不可欠である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	(単位：百万円)		
		年度	適用件数 (適用事業者数)	減収額
		平成 30 年度	0	0
		令和元年度	0	0
		令和 2 年度	0	0
		令和 3 年度	0	0
		令和 4 年度	0	0
		令和 5 年度	0	0
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用実績：令和 2 年度 0 千円 令和 3 年度 0 千円 令和 4 年度 0 千円		
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、港湾施設の耐震改良等に係る費用負担が軽減されることから、特に耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る重要な航路沿いの施設について、民間事業者による耐震改良等が促進される。 今後は、気候変動適応のための護岸の嵩上げ等による浸水対策も促進することにより、さらなるサプライチェーンの維持及び港湾の機能継続が可能となる。		
	前回要望時の達成目標	南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第 56 条の 5 第 3 項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47 施設）のうち、耐震改修が必要となるもの（14 施設（令和 4 年 8 月時点））について、耐震改修を完了する。		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	上昇し続ける人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、民間事業者においては収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、所期の想定どおりには耐震改修が進んでいない状況にある。		
これまでの要望経緯		平成 2 7 年度	創設	
		平成 3 0 年度	拡充・延長	
		令和 3 年度	延長	
		令和 5 年度	延長	